

市税などの納め忘れはありませんか？

11月は 滞納整理強化月間 です

皆さんが納める市税や公共料金などは、防災・福祉・教育など、私たちの暮らしに欠かせない事業に使われています。市では、市税等収納対策アクションプランに基づき、市税などの滞納額の縮減に取り組んでいます。

市税滞納対策係 TEL 44-3111

納税（納付）が困難な場合は、
放置せずに早めに相談を

災害や盗難、納税者本人や家族の病気・事業の休廃止・失業など、やむを得ない事情や多重債務などにより、市税などの一括納付が困難な場合は、放置せず、不安を軽減するためにも早めにご相談ください。

一括納付できない理由によっては、法に基づき徴収の緩和制度の適用が可能な場合があります。

放置すると滞納処分（差押）も

納付する能力があるにもかかわらず納付いただけない場合には、法律に基づき滞納処分（差押）を実施します。滞納処分は、滞納者の意思に関わらず行う強制処分です。滞納処分を受けると、社会的信用の失墜や経済的不利益を受けることにもなりかねません。やむを得ない事情で納付できない場合でも、市への相談を行わないまま放置すると滞納処分が行われます。

差押の対象財産

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料などが未納の場合、滞納処分の対象となります。

差押の対象は、預貯金・給与・生命保険・動産（電化製品・車両・貴金属など）・不動産（土地・家屋）などです。事業者の場合は、売掛金や貸付金なども差押の対象となります。

■2025(令和7)年度 市税滞納処分(差押)件数等
(国民健康保険税を含む)

区分	件数等
給与等(※)	885件
預貯金	246件
生命保険	8件
動産・不動産	1件
計	1,140件
換価による税収	72,619千円

(※)給与・売掛金ほか

■やむを得ない事情などにより市税等の一括納付が困難な方は、現在の状況や今後の納付計画をお聞かせください(納付する能力のある方の相談は受け付けておりません)。



事前に、電話で相談を希望する日時をお知らせください。



直近3か月分の収入と支出を整理し、根拠資料をご用意ください。



納税(納付)の計画を立ててください。

▼納付相談の問い合わせ先

税目	担当課(場所)	電話番号
市税 (国保税含む)	納税課収納対策係 (市役所2階) ※相談は、完全予約制	44-3111
後期高齢者 医療保険料	保険課保険給付係 (市役所1階)	44-3191
介護保険料	保険課 介護保険係 (市役所1階)	44-3152
幼稚園保育料 保育所保育料	教育保育課 (教育会館1階)	86-3330
学校給食費	おいしい給食課 (中部学校給食センター)	45-3883
水道料金	水道課(市役所3階)	84-6058
下水道使用料、 受益者負担金 (分担金)	下水道課 (市役所3階)	84-6081
病院医療費	健康未来課 (総合健康センター(はーとふるプラザ袋井)2階)	43-7640

11・12月は県全体で
滞納整理の取組を強化

12月は県下一斉滞納整理強化月間です。県・市町・静岡地方税滞納整理機構が連携して滞納整理に取り組みます。

